

おんが

発行所 速賀町役場
 編集発行 速賀町庶務課
 印刷所 冷牟田印刷資会社

産米一割向上運動(下)

病虫害の発生に赤信号!!

— たえず圃場の見廻りをしましょう —

二百二十日も無事過ぎましたが穂ばらみ期から穂揃期までがイネ一生で最も大切な時期に当るわけです。

普通この時期には気圧配置が夏型から秋型に移行するときに天気が崩れやすく、また台風シーズンにも当るわけで過去にも度々大きな被害を蒙っております。

現在までのところ作柄は良好で最後の肥培管理について次のとおり対策をお願いします。

策 一、病虫害対策と風害対策

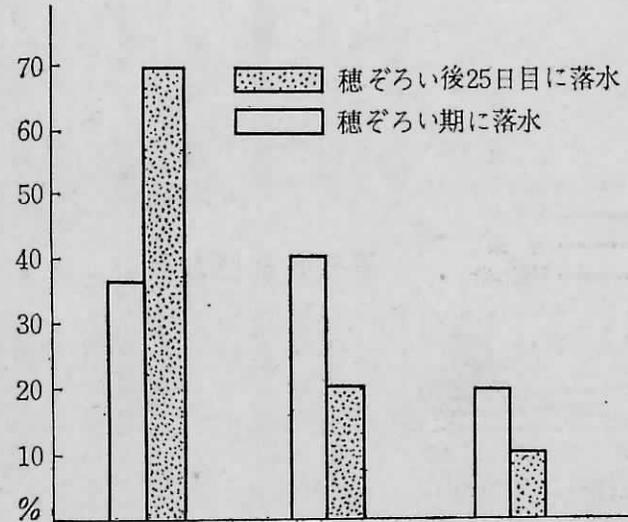
(1) 出穂後の病虫害防除としては変色穂(イモチ・ゴマハガレ・フザリウム・ホーマ菌など)モンガレ、シラハガレ病に秋ウン

カなどがあります。これ以外に窒素過多やおそ種え田にはタテハマキ・コブノメイガが多発しております。

また今後の発生予測ではアワヨトウの大発生が報せられていますから、防除については強力な体制で最後のとどめが必要です。

ア、変色穂は九月十五日前後の穂揃期に水銀剤の単剤を十アール当り四キログラム散布かモンガレ病多発の場合は併用防除としてタフセツト、またはモンブ粉剤の混用剤を散布します。

図.1 落水期と米粒の充実



しいな米と死に米と不完全米の悪い米や、充実の完全な米

(1) 出穂前後から穂揃期にかけての水は必要であり、出穂後十日〜十五日後に一度「間断灌水」を行ないその落水期ま

イ、秋ウンカは八月中・下旬以降に多発が予想され、タテハマキ・コブノメイガは依然続発しますので開花出穂期をさけ、いずれもSB剤、DM剤、バイジット粉剤などで防除します。

ウ、穂揃期の変色穂防除は穀が閉じている朝か夕方行ない、日中(午前十時から午後三時まで)の防除はさけて下さい。

(2) 台風対策については、前回述べておりますが、稲の倒伏とゆれを防ぐために深水にすることと出穂後二十日頃が倒伏し易いようですから、倒伏し穂発芽の恐れがある場合は田面の排水に注意して下さい。

(3) 台風通過後、漫冠水田があれば圃場の水を入れ替え根に酸素を与えます。また白葉枯病の発生についても注意します。

二、水管理

(1) 出穂前後から穂揃期にかけての水は必要であり、出穂後十日〜十五日後に一度「間断灌水」を行ないその落水期ま

(3) 落水期は普通穂揃後二五日〜三十日程度で行ないますが、乾きやすい田は落水期を遅らせるか走り水を行います。

三、追肥(実肥)
 (1) 従来「実肥」としての効用はあまり評価されていませんでしたが最近の稲作においては、重要な作業の一つとなりました。以下実肥はどういう圃場に施肥できるか条件をあげてみましょう。

ア、地力が低く出穂後に土からの窒素の供給が少ない田であること。
 イ、出穂期の葉色が炎黄色で濃緑色でないこと。
 ウ、イモチ病(特に穂首イモチ枝梗イモチ)の多発田は施用をさける。
 エ、出穂後ひどく天候不良が予想される場合はさける。
 オ、従来クズ米が多く登熟歩合が低い圃場であること。

(2) 実肥施用の注意事項
 アー施用量は一〇アール当りN質で一・一〜五キログラム(尿素で約三キログラム)施用イ、肥料の種類は、尿素、硫酸の窒素質の単肥ですが、NK肥料にても可です。(根ぐされのでやすいところは硫酸よりも尿素を用いる)
 ウ、肥料散布は穂や莖が雨や露でぬれていないときに行ないます。
 エ、灌漑時に水口で溶解して施肥することもできます。
 オ、タテハマキやコブノメイガの発生田は、原則として実肥は施用しない。

四、適期刈取

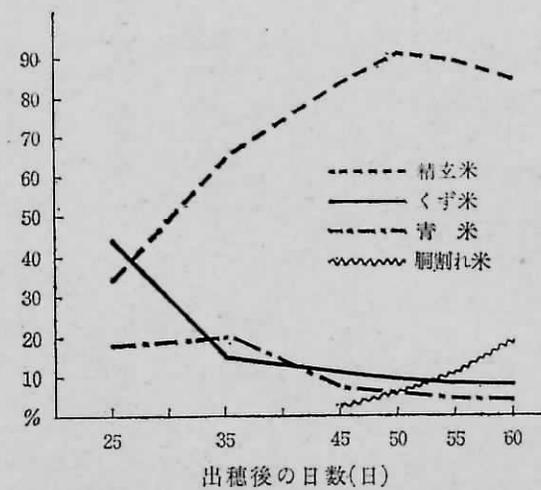
イネの刈取適期は品種や天候にて相違がありますが、出穂後五十日前後とされています。その年の気温や日照等に

登熟の進み方が異なり早刈ほど青米やくす米が多く、遅刈りほど胴割れ米がふえます。
また普通気温が高いほど胴割れ米が多くなり、積算温度が摂氏が九〇〇度以上から急激にふえます。

五、効き難くなった農薬
最近パラチオン剤に強くなくなったヨコバイ、BHC3%の効果がうすくなったウンカ類な

図、2 出穂後の日数と玄米の品質 (普通栽培)

一株の玄米粒数の割合



ど各地で問題になっているようにです。
これは害虫の発生密度が高かった本年の場合撒布量や撒布技術など若干の相違があるにしても害虫に抵抗性ができたもので同一の殺虫剤を運用することは居残った害虫が免疫度の強い次世代の繁殖を促すもので、効用が低下しますから、同一薬剤を運用しないことが大切です。

統計だより

伸びてきた農家の所得

福岡県の昭和四十年度の農家の粗収入は、百二十七万円で、前年より二十七万四千二百円(二〇%)増となり、前年の十三万四千二百円(一四%)増より大巾に伸びてきました。

このように農家の粗収入が伸びたのは、
(1)米の収穫高が四十一万五千トンと増産し、米価もかなり上った。
(2)みかん等の増収や豚、鶏卵等の価格も高騰した。等のため農業粗収益は六十八万円に達した。
(3)労賃俸給等の農外収入は五十一万円と七万円増加したことによるものであります。

他方農業経営費は資材等の高騰により、二十七万四千二百円と前年より五万四千二百円増加し、差引き農家の所得は八十八万四千二百円と十七万四千二百円(二〇%)増りました。

なお農家の家計費は七十七万四千二百円と前年より十万円(一七%)増加し、生活水準を表わすエンゲル係数(飲食費+家計費)も三五%と都市並になり、都市勤労者の生活が物価騰貴のため伸び悩んでいるのに比べ、両者の生活程度はかなり巾を縮めて来ました。

又税金等を控除した農家の余剰も、十九万四千二百円と前年より六万四千二百円(一九%)増となっています。

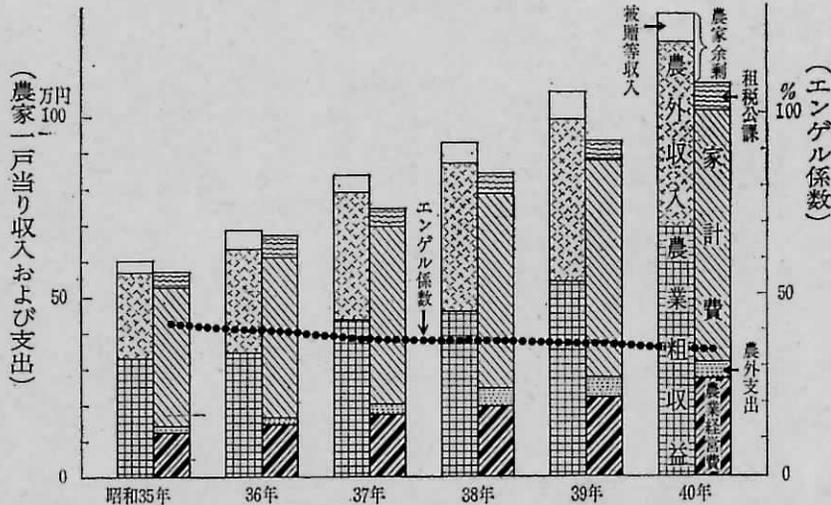
最近五年間の農家の所得(農業粗収益+農外収入-農業経営費-農外支出)は三十五年の四十三万

森林病虫害が附着している木材の移動禁止及び検査の実施について

各地で松くい虫が猛威を振い、大きな被害が出ておりますが、そのまん延防止と駆除徹底のために森林病虫害防除法に基づき左記のとおり森林病虫害の附着している木材等の移動が禁止されました。

一、区域 北九州市、岡垣町及び遠賀町一円
二、期間 昭和四十一年八月十六日から四十二年三月三十一日まで
三、森林病虫害の種類 松くい虫
四、行なうべき措置の内容
松くい虫が附着している木材は松くい虫駆除後でなければ移動することが出来ません。
することが出来ません。
なお移動制限が行なわれている地域内で伐採された木材については、県知事が必要と認めた場合には立ち入り検査を行ないます。
1 検査者 県森林病虫害防除員
2 検査方法
検査は木材の集積場所にてはく皮して行なう。
3 検査後の処理
松くい虫が附着していると認められたものは木口に朱印が押され木材所有者又は管理者は駆除終了後でなければ移動させることが出来ません。又害虫の附着していない木材は黒印が押され、移動は自由です。

福岡県の農家経済の動き



円から八十八万四千二百円と、表面上は政府の称えた所得増を実現したように見えます。

しかしその間の消費物価の上昇が激しく(年平均上昇率六%)農林省福岡統計調査事務所北九州豊前地区統計調整官千彦二

衛生だより

定期予防接種、乳児検診および成人病検診を次のとおり実施しますので、該当者は、もれなく接種、受診されるよう通知します。

○定期予防接種

9月20日 種痘
 該当者 生後2カ月より初めての乳児
 9月27日 百日セキ、デフテリア混合(1回目)
 10月11日 〃(2回目)

田畑の耕作面積及び所有大農具の移動分の申告について

このことについては、昨年、その明細を申告していただきましたが、本年において昨年と田畑の耕作面積及び所有大農具の移動状況を明確にし、昭和四十二年度以降の農業所得算定の重要な資料にします。移動のあった方は必ず期限内までに申告して下さい。

申告の用紙は税務係にありませす。
 (尚異動のない方は申告の必要がありません)

申告期限 九月三十日
 (印鑑御持参下さい)
 申告場所 役場税務係

愛煙家の皆さん 「たばこ」は町 内で買いましよ

たばこ消費税は町の貴重な財源になっていきます。これは毎月、市町村別に売渡した「たばこ」の本数が基礎になりますので、多く売れた市町村にそれだけ余計にたば

11月7日 〃(3回目)

該当者 生後3カ月より初めて
 の乳児

時間及び場所

いずれも午後1時30分〜3時
 場所 遠賀町公民館

※追加 昨春秋3回終了者は、右の期間中に接種してください。

この注射は風邪の予防ですから、風邪に罹っている人も接種できますので、役場係に相談の上、時期を失しないようにしてください。

○乳児検診

日時 9月19日 午後1時〜3時

こ消費税が納入されることになっていきます。どうか町民の皆様のご協力をお願いいたします。

計量器定期検査実施について

計量法第一三九条の規定に基づく計量器の定期検査が左記のとおり実施されますから、計量器を取引上又は証明上使用されている人は、その計量器全部を受検されるよう通知します。

なお定期検査で合格になったものは修理して使用するなり、或は廃棄処分して新品と取替ねばならないことになっていて、不合格に対して法的の処罰はなく、ただ検査に提出しない事について法的に罰則が定められています。

一、日時 十月六日十時〜十六時
 二、場所 遠賀町公民館

ご寄附御礼

一、金 志封

故片山ミツ子様香典返として

木守 片山 武司殿

右本町社会福祉協議会運営資金としてご寄附をいただきましたの紙上を以って報告いたします。

場所 遠賀町公民館

該当児 昭和40年8月から何40年

8月までの出生児

検診医師

青柳町医 遠賀保健所長

○成人病検診

該当者 40才以上60才未満
 料金 無料
 日時場所は次のとおり

月	日	時間	場所
10.	5	10 ~12	津公民館
〃	〃	13.30~15.30	島松 〃
10.	7	10 ~12	津 〃
〃	〃	13.30~15.30	尾崎 〃
10.	18	10 ~12	別府 〃
〃	〃	13.30~15.30	上別府 〃
10.	24	10 ~12	虫生津 〃
〃	〃	13.30~15.30	東町 〃
10.	25	10 ~12	浅木 〃
〃	〃	13.30~15.30	木守良 〃
10.	31	10 ~12	老良 〃
〃	〃	13.30~15.30	広渡 〃
11.	1	13.30~15.30	町公民館別館

不動産取得税について

地方税法の一部を改正する法律(昭和41年法律第40号)の施行により、土地を取得して住宅を新築した者、および農地等の生前贈与を受けた者については、それぞれ次のとおり期間の延長および納期限の延長が認められることになりましたが、この改正により相当数の人が法益を受けるものと予想されますので、おしらせします。

「2年以内」と改正されましたため、昭和42年4月1日迄に住宅を新築すれば適用されるといふように納税者に有利な改正がなされたものです。

2 農地等の生前贈与については、国税においては、昭和39年1月1日以降の贈与から租税特別措置法第70条の4第1項の規定によつて納期限の延長が認められておりましたが、不動産取得税についても昭和41年4月1日以降においても生前贈与を受けた者で贈与税の納期限の延長を受けるものにつきましては、不動産取得税にかかると申告をする際に(不動産を取得した日から1月以内)納期限延長の適用を受けたい旨の申告をした場合に限り、色々と条件はありますが一応それらの条件が満たされると、贈与者(被相続人)が被贈与者(相続人)の死亡の日まで納期限が延長され、死亡の事実によつて納税義務が免除されることとなります。

1 土地を取得した者が、その土地の上に住宅を新築した場合は、その取得した土地について課する不動産取得税の税額から一五〇万円の3%を乗じた額が減額されることになっております。しかしこの住宅の新築は「土地を取得した日から1年以内」という条件が付されており、したが、この「1年以内」がこのたびの改正により「2年以内」になり、しかも、これが適用は昭和40年4月1日以降の土地の取得からとなりましたので、改正前の規定では、昭和40年4月1日に土地を取得した者は昭和41年4月1日までに住宅が新築されない限り、この規定の適用は受けられなかったのですが、

なお詳しいことは若松財務事務所直税課に問合せください。